

# 青森県報

第四千三百四号

平成二十九年  
五月二十九日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県量子科学センター規則……………	量子科学センター開設準備室……………	一
○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則……………	情報システム課……………	二

### 告 示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	健康福祉政策課……………	二
○生活保護法による介護機関の指定……………	同……………	三
○右……………	同……………	三
○右……………	同……………	三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	同……………	四
○右……………	同……………	四
○右……………	同……………	四
○右……………	同……………	五
○右……………	同……………	五

### 公 告

○汎用コンピュータ等の賃貸借契約に係る一般競争入札……………	情報システム課……………	五
○種苗生産事業者講習会の開催……………	林政課……………	七

## 規 則

○建設業者の許可の取消し……………	(三八地域) 民局……………	八
○右……………	(西北地域) 民局……………	八

青森県量子科学センター規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十五号

#### 青森県量子科学センター規則

##### (趣旨)

第一条 この規則は、青森県量子科学センター条例（平成二十九年三月青森県条例第三号。以下「条例」という。）第九条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条の規定に基づき、青森県量子科学センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

##### (休館日等)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

##### (使用の承認の手續)

第四条 条例第三条の規定による使用の承認（以下「使用の承認」という。）を受け

ようとする者は、使用申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用の承認をしたときは、当該使用の承認を受けた者に使用承認書を交付するものとする。

(使用料の免除の申請)

第五条 条例第五条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、免除申請書を知事に提出しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第六条 知事は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が不正な手段により使用の承認を受けたと認めるときは、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

(原状回復等)

第七条 使用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備等を毀損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 条例第二条に規定する業務

二 使用の承認に関すること。

三 条例第七条の規定による使用の制限等に関すること。

四 第六条の規定による使用の承認の取消し等に関すること。

五 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

六 その他センターの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第九条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に

休館することができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則(平成二十七年十二月青森県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第二条第四項第一号から第四号まで及び第七号」を「第二条第四項各号(第五号を除く。)」に、「トまで、リからルまで、ネ及びラ」を「リまで、ルからワまで、ナ及びム」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月三十日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に



株式会社 日本健康開 発	〃	株式会社町田 アンド町田商 会	津軽保健生 活協同組合
弘前市大字宮 川三丁目一七 の二三	〃	弘前市大字境 関字西田二八 の一	弘前市大字田 二町五丁目二 の二
介護予防防 貸与	〃	介護予防防 居宅療養 管理指導	訪問リハ ビリテー ション
ひなた宮川	〃	サカエ薬局 24	津軽保健生 活協同組合 五所川原診 療
〃	〃	つがる市木造 有楽町六五の 三	五所川原市 字一ツ谷五〇 八の七
〃	〃	〃	平成 二九・三・一

青森県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売 事業	特定介護予防福祉用具販売 事業	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の 所在地	所 在 地	
日本健康開 発株式会社	弘前市大字宮川 三丁目一七の一	平成 二九・〇・一
〃	ひなた宮川	
〃	弘前市大字青山 二丁目一の一	

青森県告示第四百二十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	所 在 地	
主たる事務所の 所在地	事業の種 類	所 在 地	
株式会社町田 アンド町田商 会	居宅療養 管理指導	五所川原市字 川端町三二	平成 二九・四・一
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百二十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の 所在地	所 在 地	
〃	〃	〃

日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	ひなた宮川	弘前市大字青山二丁目一の二	平成 三六・〇・一
------------	----------------	-------	---------------	--------------

青森県告示第四百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社町田アアンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	介護予防居宅療養管理指導	五所川原市字川端町三二二	平成 二五・四・一
〃	〃	〃	つがる市木造有楽町六五の三	〃
〃	〃	〃	弘前市大字青二山二丁目一の二	〃
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	介護予防福祉用具貸与	ひなた宮川	三六・〇・一

青森県告示第四百二十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてそ

の例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	特定介護予防福祉用具販売事業者		指定年月日
	主たる事務所の所在地	名称	
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	ひなた宮川	平成 三六・〇・一
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

公 告

汎用コンピュータ等の賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。
- 汎用コンピュータ等 一式
- 二 賃貸借期間

平成三十年二月一日から平成三十五年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除す

ることがある。）

### 三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

### 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

### 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県企画政策部情報システム課長に提出し、審査を受けなければならず、また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならぬ。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

### 4 提出期限

平成二十九年六月二十六日 午後五時

### 5 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 ○一七―七三四―九一六〇

### 6 提出部数 一部

### 六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 ○一七―七三四―九一六〇

### 2 入札書の提出期限

平成二十九年七月十日 午後五時

### 3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟地下一階 会計管理課物品調達グループ 入札室

平成二十九年七月十一日 午後二時

### 七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

### 八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

### 九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

### 十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

### 2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十九年度の契約金額とする。ただし、平成三十年度から平成三十三年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成三十四年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

- (1) Computer system 1 set
- (2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. July 10, 2017

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division  
 Department of Planning and Policies  
 Aomori Prefectural Government  
 1-1-1 Nagashima  
 Aomori City, Aomori 030-8570  
 JAPAN  
 TEL 017-734-9160

種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項第三号イの規定により、平成二十九年種苗生産事業者講習会を次のとおり開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第九十四号)第三条の規定により公告する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時及び場所

開 催 日 時	場 所
年 月 日 講 習 時 間	所 在 地 会 場
平成二十九年七月十四日(金) 午前十時から 午後五時まで	十和田市大字相坂字高清水三八七 地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所十和田ほ場事務所

二 講習科目

- 1 種苗に関する法令
- 2 種苗の産地及び系統に関する事項
- 3 種苗の生産技術に関する事項
- 三 受講者の資格

青森県内に住所を有する者で、生産事業を行おうとする者又は生産事業に従事しようとする者

四 受講手続

講習を受けようとする者は、講習会開催の十日前までに、受講申込書(申込用紙は、住所を管轄する地域民局地域農林水産部に備付けしている)に必要な事項を記入し、受講手数料として一万四千円相当額の青森県収入証紙を受講申込書に添えて青森県農林水産部林政課に提出すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、全ての講習科目を受講した者に限り交付する。

六 その他

受講に關して不明な点があるときは、青森県農林水産部林政課森林整備グループ（電話〇一七―七三四―九五―一三番）に問い合わせること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社オオイシ住宅
- 二 代表者の氏名 大石肇
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字大久保字西ノ平二五の三七四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第三〇〇四〇五号
- 五 取消年月日 平成二十九年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年十月二十六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社世永建設

- 二 代表者の氏名 世永リキエ
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第一一八六七号
- 五 取消年月日 平成二十九年四月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭